

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税・不動産取得税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士吉田市は、固定資産税・不動産取得税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

富士吉田市長

公表日

令和5年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・不動産取得税に関する事務
②事務の概要	・固定資産税の中で、償却資産の申告に用いる定型の申告書（地方税法施行規則第26号様式）に所有者の個人番号を記載する欄がある。 ・不動産取得税（県税）の不動産取得申告書に個人番号の記載欄がある。不動産取得申告書（山梨県県税条例施行規則第51号様式）は地方税法第73条の18第3項において市長から県知事に送付する義務規定されている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①固定資産税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③固定資産税課税情報の回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、符号を用いて照会する。
③システムの名称	固定資産税システム、納税管理人システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
償却資産申告書、不動産取得申告書、口座登録・連携ファイル関係情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表第一の16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）、第20条（収集等の制限） 【別表第二における情報照会の根拠】第27項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号） 【情報照会の根拠】第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課、収税課
②所属長の役職名	税務課長、収税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I－5－②所属長	税務課長 白須 美行	税務課長 渡辺 三洋	事後	
平成29年5月9日	評価書番号	4	3	事後	
令和1年6月18日	表紙－評価書名	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書	固定資産税・不動産取得税に関する事務 基礎項目評価書		
令和1年6月18日	I－1	事務の実情に合わせて全面的に変更			
令和1年6月18日	I－2	賦課情報ファイル	償却資産申告書、不動産取得申告書		
令和1年6月18日	I－4－①	実施する	実施しない		
令和1年6月18日	I－5－②	税務課長 渡辺 三洋	税務課長		
令和1年6月18日	IV	追加			
令和5年1月5日	I－1－②事務の概要	・固定資産税の中で、償却資産の申告に用いる定型の申告書（地方税法施行規則第26号様式）に所有者の個人番号を記載する欄がある。 ・不動産取得税（県税）の不動産取得申告書に個人番号の記載欄がある。不動産取得申告書（山梨県県税条例施行規則第51号様式）は地方税法第73条の18第3項において市長から県知事に送付する義務規定されている。 但し、個人番号を利用した検索などには行っていない。 ・不動産取得税（県税）の不動産取得申告書に個人番号の記載欄がある。不動産取得申告書（山梨県県税条例施行規則第51号様式）は地方税法第73条の18第3項において市長から県知事に送付する義務規定されている。 但し、不動産取得申告書は県に送付するのみであり、市では利用していない。	・固定資産税の中で、償却資産の申告に用いる定型の申告書（地方税法施行規則第26号様式）に所有者の個人番号を記載する欄がある。 ・不動産取得税（県税）の不動産取得申告書に個人番号の記載欄がある。不動産取得申告書（山梨県県税条例施行規則第51号様式）は地方税法第73条の18第3項において市長から県知事に送付する義務規定されている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①固定資産税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③固定資産税課税情報の回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、符号を用いて照会する。	事後	
令和5年1月5日	I－1－③システムの名称	なし	固定資産税システム、納税管理システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和5年1月5日	I－4－①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和5年1月5日	I－2. 特定個人情報ファイル名	償却資産申告書、不動産取得申告書	償却資産申告書、不動産取得申告書、口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和5年1月5日	I－3－法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）第9条第1項及び第9条第2項並びに別表第一項第16項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	事後	
令和5年1月5日	I－4－①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和5年1月5日	I－4－②法令上の根拠	情報連携は実施しないが、法令上以下の根拠規定あり。 【情報提供】なし 【情報照会】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第7項 別表第二の27の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第5号	○番号法第19条第9号（特定個人情報の提供の制限）、第20条（収集等の制限） 【別表第二における情報照会の根拠】第27項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号） 【情報照会の根拠】第20条	事後	
令和5年1月5日	I－5－①部署	総務部税務課	総務部税務課、収税課	事後	
令和5年1月5日	I－5－②所属長の役職名	税務課長	税務課長、収税課長	事後	
令和5年1月5日	IV－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和5年1月5日	IV－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない（入手）	十分である	事後	